

『小右記』こぼれ話

『小右記』にみる朱器台盤と大饗・節供

渡邊 誠

先に筆者は、『史人』第四号（二〇一二年）掲載の拙稿A「朱器大饗と撰関」において、次のことを指摘した。

- ① 藤氏長者が代々受け継ぐ朱器台盤は、藤氏長者が正月に行う大臣大饗（以下、正月大饗）で毎回使用された。従来の研究では藤氏長者就任後最初の正月大饗（初度大饗）での使用が強調されてきたが、朱器台盤の使用はそれに限らない。
- ② 正月大饗に対して略儀的な性格を持つ任大臣大饗では、藤氏長者といえども朱器台盤は使用せず、様器と机を用いた。
- ③ 正月大饗における朱器台盤の確実な使用例の早いものとして、藤原頼通が万寿二（一〇二五）年に「大盤」（＝台盤）を使用した事例を指摘でき、彼は毎年恒例の正月大饗で使用していたことが分かる。また、藤原道長が「大饗朱器」と表現していること、天慶六（九四三）年の藤原忠平の正月大饗では様器を用いているが、それは御齋会期間中に質素に執り行った例外的な措置として特記されたものと考えられることから、正月大饗における朱器台盤の使用は、かなり早くから行われていたと推定される。

④ 「朱器大饗」が院政期に登場するののように見えたのは、撰関期において、藤氏長者が大臣を代表して毎年行ってきた正月大饗が、後三条朝から姿を消し、正月大饗の開催が大臣（または太政大臣および摂政・関白）初任の翌年正月のみに限定されるようになり、藤氏長者と他の公卿とで開催条件に違いがなくなったことを受けて、あらためて藤氏長者の行う正月大饗を特別視しようとする意識が働いた結果、従来から行われていた朱器台盤の使用という事実が注目が集まるようになったためであり、藤氏長者が行う正月大饗の儀式内容そのものに変化があったわけではない。

⑤ 鎌倉期に入ると、建永元（一二〇六）年に撰政九条良経が実施した唯一の例外を除いて、正月大饗は一切行われなくなるため、朱器大饗もその一例を除いて存在しない。

以上の考察は、それ以前に執筆した拙稿B「大臣大饗と太政官」（『九州史学』第一五六号、二〇一〇年）、C「大臣大饗沿革考」（『史人』第三号、二〇一一年）作成時に、主として『大日本史料』および『史料綜覧』を基礎に収集し、その他の管見に入った事例を加えて整理した史料をベースに論じたものであった（その一覧表は拙稿Cに簡略化して掲載。以下、個々の事例はこの表を参照されたい）。

しかしその後、朱器大饗を論じるに当たって『小右記』の重要な記事を利用して忘れていたことに気がついた。そしてそれは、特に拙稿Aで論点③として述べた朱器台盤の使用開始時期を考えるうえで、貴重な情報を提供してくれるものであった。

その記事については、朱器台盤に関して先駆的な研究を行った岩井隆次氏もa「朱器台盤考」（『古代文化』第三五巻二号、一九八三年）では使用していなかったが、b「藤氏長者継承方式の変遷と朱器台盤」（『古代文化』第三六巻九号、一九八四年）においては、同様にa論文で落と

していた『御堂御記抄』（『御堂関白記』）の事例とともに利用している。しかし、岩井氏は a 論文の構想に制約されて、それらの史料から得られる知見を十分に活かすことができていないように思われる。

そこで本稿では、筆者の事例活用に大きな不備があったことを反省しつつ、『小右記』の記事から考えられることを紹介してみたい。

なお、さらに拙稿 C にも事例収集上の不備があった。それは、大臣大饗の最後の事例を長祿二（一四五八）年の足利義政の任内大臣大饗とした点であり、鈴木道男「文政六年の任大臣大饗（一）」―堀田正敦の『癸未記』 論攷と翻刻―（東北大学大学院『国際文化研究科論集』第十九号、二〇一一年）が、江戸幕府第十一代將軍徳川家斉の文政六（一八一三）年および同十年の任大臣大饗を紹介している。この事例も、時代の懸隔はあるものの、拙稿 C で述べた大臣大饗の時代区分の第 VII 期に含めて、「幕府將軍開催期」の事例として把握すべきものである。室町期・江戸期とも、その事例は將軍による朝廷儀礼の再興と理解されているように思われるが、両時期ともに、「再興」された大臣大饗を公家が行うことは決してなかった。したがって、拙稿 C で述べた通り、これらは朝廷儀礼の再興というよりむしろ、將軍による將軍のための儀礼として理解すべきように思う。

また、中本和「平安時代における儀式と身分秩序―大臣大饗を中心に―」（『ヒストリア』二五三、二〇一五年）六一頁において、『新撰年中行事』正月・大臣家大饗事に「昨宣旨、二・三日間被行、貞信公四日被行、或時十日・十余日被行_レ之、御齋会間用_レ菜、不_レ用_二魚味_一云々、又十四日行例兩度（小野宮・九条殿）」（_{（一）}は割書、以下同じ）とあり、『年中行事抄』正月・大臣家大饗事にも「新任大臣、明年正月必行_レ之、近代絶畢、上古四日左大臣饗、五日右大臣饗也、昭宣公三日間被行、貞信公四日被行、或時十日・十余日被行、若当_二御齋会_一之間、用_二精進饗_一、依_レ禁_二殺生_一也、近代無_二式日_一」とあることが紹介された（前者

の「昨宣旨」を西本昌弘校訂本では「依_二宣旨_一」の誤写とみて、中本氏もそれを踏襲しているが、「昭宣公」の誤写であろう）。ここから、藤原基経が正月大饗を二日ないし三日に行い、忠平の時には式日が四日になつていたことが知られる。この変化は、主として正月三日に行われた上皇（または母后）に対する朝覲行幸の有無と関係していると思われる。

なお、旧稿で採り上げなかった藤原基経の大饗の事例として、『政事要略』卷八四・糺彈雜事・告言三審評告等事（国史大系六八八頁）に「古老云、昭宣公於_二堀河院_一被_レ行_二大饗_一之日」云々という記事がある。

ところで、本稿の趣旨とは直接には関係しない余談だが、中本論文は、大臣大饗のなかでの昇殿制に基づく身分秩序の位置づけを明らかにしようとするものであった。拙稿 B は、大臣大饗の本質的意義を問う目的から、裏方の給仕役である殿上人・諸大夫の位置づけはほとんど捨象していたが、今、この課題に対して私見を述べれば、次のようになる。

拙稿 B 七九・八七頁で述べたように、殿上人饗は大中納言が交替（おそらく「巡」で勤める「役」としての「訪」で賄われており、給仕役を勤める諸大夫の奉仕も、その身分に付帯する宮廷社会の「役」の負担であった。諸大夫に大饗への奉仕を催促したのが主催者の大臣家ではなく撰関であったことも勘案すれば、天皇との関係性の親疎を昇殿制で序列化した公卿―殿上人―諸大夫という身分で構成された身分集団は撰関に統率されており、その集団内で、それぞれの身分に見合った「役」として負担する互助的かつ義務的な奉仕が、「巡」や撰関による催しといった集団独自の論理で自律的に機能していたとみることができる。

したがって、大饗に殿上人・諸大夫が奉仕し、殿上人には終盤に主人から勸盃がある（中本前掲論文五九頁）といっても、それは「役」の奉仕と、それに対する労いであり、決して主催者の大臣が直接彼らを編成していることを意味しない。饗宴が参加者の序列や身分編成を表象する場であるという評価は、正規の参列者には言えても、その周辺の人間関

係までそうした画一的な観点で把握できるものではない。むしろ、大臣大饗のような官司の儀礼であっても、官司秩序のみで開催されているわけではなく、こうした貴族社会構成員それぞれの身分に付帯する共同体的奉仕としての義務的扶助によって裏支えされていたという、平安貴族社会を根底で支える社会的関係性にこそ、注目すべきであろう。

*貴族社会の「役」については、佐藤泰弘氏が多元的に展開する「召奉仕」関係の表現形態として論じているが（平安時代における国家・社会編成の転回）『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年、初出は一九九五年）、大臣大饗の事例は、「役」を奉仕者と奉仕対象との上下関係に基づく個別的な関係として理解するだけではなく、共同体に対してその構成員が負担する義務的奉仕という視点が必要であることを示している。

*大臣大饗への殿上人・諸大夫の参加について、中本氏が論じるように、一〇世紀に垣下親王が主人とともに担った勅盃も親王不参加によって殿上人が担うようになるという変化は確かに認められるが『北山抄』拾遺雜抄上、それはあくまで「垣下」（接待役）の役割の代替であって饗応対象ではない。また、『九条殿記』天慶八（九四五）年正月五日条にあるように、親王の勅盃とは別に、五巡の後に「禄使」（録事）の「大夫」（四位・五位）が弁・少納言・外記・史に酒を給している。録事は『西宮記』『北山抄』では四位・五位とのみ書いて殿上人か否かを区別しないが、『江家次第』は殿上人二人（弁・少納言座への給酒）・地下二人（外記・史座への給酒）とする。『九条殿記』の「禄使」のうち弁・少納言座に酒を給した二人は近衛少将であり、殿上人の可能性が高いから、『江家次第』と基本的に同じとみてよい。加えて、先の大饗八年の大饗では、尊者の禄の授受を諸大夫が行っている（『西宮記』）。これは、本来は昵懇の公卿が行うべきもので非例とされたが、かえってここから諸大夫による諸役の奉仕がうかがえる。大臣大饗の基本的な形態はこの頃すでにできている。

また、中本氏は、摂関期と院政期について、殿上人・諸大夫の座（ひいては奉仕）のあり方が異なる可能性を指摘するが（五九頁）、史料のな制約が大きく、史料の有無をもってそのように論じるのは不適切である。大饗をとりまく社会関係が摂関期と院政期とで根本的に変化したと見なせる事実の指摘なくして、それを反映する儀礼のあり方に変化があったと論じることはできない。

なお、拙稿Bで太政官厨家かと推測した大饗の禄の財源を中本氏は「任大臣大饗では朝廷から禄を賜う」とした（前掲論文四四頁）。それは、任大臣大饗の饗禄勅許を大饗の禄物の朝廷からの支出の勅許と解したことによる（報告レジュメ）。しかし、饗禄勅許とは、焼尾荒鎮禁令の対象である饗と禄を大臣が下僚に振る舞うことを勅許するという意味であり（拙稿B八〇頁、八七〜八八頁、『類聚三代格』昌泰三（九〇〇）年四月廿五日官符の「饗禄」の用例も参照）、朝廷（天皇）による禄物賜与を意味するものではない。

以上の他、『後慈眼院殿雜筆』文龜元（一五〇一）年十二月廿五日関白拝賀次第に「次覽政所吉書、覽了渡目録、渡長者印・朱器、補別当二氏院吉書等覽儀并仰二所々司二事等今般可略レ之、可レ行二節会方之儀」という記事があり、「略レ之」が別当補任以下を指すなら、朱器渡りは行われた可能性がある。しかし、この拝賀次第は同年六月二十九日に関白・氏長者を宣下された九条尚経が翌年正月一日に行った奏慶（『続史愚抄』）の準備に関するもので、そのなかにみられる先例は長和・承保・保安・文治・安貞・寛喜・文永および藤原忠実の例（長治カ）であり、鎌倉後期以降の例を参照していない。近い年代に朱器の存在を示す史料も今のところ知られておらず、ここに記載された内容が同時代に実際に行われていたか否か明瞭でない。同日の吉書御覽を記す『元長卿記』にも朱器渡りは記載がない。そのため、旧稿では事例として採録しなかったが（本稿後掲の表も同様）、参考までに提示しておく。

さて、本題である朱器大饗に話を戻すと、『小右記』には、次の二件の関係記事がある。

* * *

【史料①】永延元（九八七）年正月十九日条

早朝從_レ内罷出、參_二撰政殿_一、大饗（用_二朱器大盤_一）、……

【史料②】長和五（一〇一六）年三月三日条

撰政来月九日可_レ被_レ行_二大饗_一、其事卿相鬱_レ之、故大入道殿撰政始被_レ行_下如_二大饗_一事上、西対庇為_二公卿座_一、見_レ歴記、昨日大略申_二撰政_一、々々云、可_レ依_レ彼、但用_レ庇饗者不_レ可_レ用_二朱器_一、故殿未_レ度_二朱器_一之間、被_レ行_二庇饗_一（前田案アリ）用_二様器_一敷、以_二朱器_一用_二大饗_一之人、用_二様器_一如何、欲_レ見_下貞信公_上拜_二給太政大臣_一之日記上者、今朝彼年_{（承平六年）}故殿御記聊出、付_二資平_一奉_レ之、庇饗、用_二様器_一、亦見_二故殿_一拜給之御記、如_二承平六年_一、

史料①は、藤原兼家が前年の寛和二（九八六）年六月二十四日に撰政・藤氏長者となってから初めて行った正月大饗（母屋大饗）の記事であり、この時、兼家は「朱器大盤」を使用したことが明記されている。この記事は、拙稿Aで指摘した万寿二（一〇二五）年の藤原頼通の例を遡る、確実に朱器台盤を使用した大饗の初見例である。

次に、史料②は、長和五年正月二十九日に撰政となった藤原道長が、兼家の故事に倣って「庇饗」を催そうとした記事である。この記事では、藤原兼家が撰政に就任した際、西対の庇に公卿座を設けて「如_二大饗_一事」を行ったことがある（『日本紀略』寛和二年九月二日条にみえる撰政第饗宴を指す）という藤原実資の報告を受けて「庇饗」を催す計画を立

てた藤原道長の、大饗における朱器使用についての認識が見て取れる。「庇饗」とは、母屋で行う正月大饗に対して、その略儀的な儀式として庇を用いて行う任大臣大饗を言い、道長は「用_レ庇饗者不_レ可_レ用_二朱器_一」と言っている。任大臣大饗においては様器と机が用いられたことは拙稿Aで確認した通りであり、この記事でも、藤原忠平の任太政大臣大饗（承平六（九三六）年八月十九日）および藤原実頼の任太政大臣大饗（康保四（九六七）年十二月十三日）がともに様器を用いて行われたことを実資が確認している。

その一方で道長は「以_二朱器_一用_二大饗_一之人、用_二様器_一如何」とも言っている。道長は自らの立場を、大饗では朱器を用いるべき存在と認識し、同様の立場にあった寛和二年時の兼家の場合は、撰政就任後しばらく朱器台盤を受領していなかったために、それを用いない庇饗の形で饗宴を行ったのではないかと考え、忠平の先例を調査した。しかし、その結果は上述の通り、藤氏長者といえども任大臣大饗は庇饗であり、様器を用いるのが慣例であった。

*大日本古記録本では、この箇所の読点は「故殿未度朱器之間被行庇饗、（被）用様器敷」「付資平奉之、庇饗用様器」と振られている。これは、任大臣大饗＝庇饗という理解を基礎において、「兼家はいまだに朱器を渡されていないうちに庇饗（任撰政大饗の如き饗宴）を行ったので、様器を用いた」（しかし受領後であれば庇饗にも朱器を用いる）のではないかと道長は考えたが、忠平も「庇饗では様器を用いていた」という意味で解釈したものと思われるが、それでは前文の「庇饗には朱器を用いるべきではない」という道長の認識と齟齬が生じる。そこで本稿では、「故殿未度朱器之間、被行庇饗（被）用様器」「庇饗を用いたのでは」（受領後であれば任大臣大饗でも藤氏長者なら朱器を用いる母屋大饗であるべき）と道長は考えたが、忠平の任太政大臣大饗も「庇饗であり、

様器を用いていた」（朱器台盤を用いる母屋大饗ではなかった）という意味で解釈した。この記事は兼家の饗宴が「西対庇為二公卿座二」というものであったという実質の教示を受けて、道長が自身の饗をどのように行うべきか調査した記事であるから、問題の力点は庇饗として開催すべきか否かにこそあるとみるべきである。

ここから指摘できるのは、まず、「以三朱器二用二大饗二之人」と自認する道長は、任大臣大饗すら様器を用いる庇饗では不適當ではないか、と考えたほどであるから、当然、正月大饗では朱器を使用したはずだということであり、翌年の寛仁元（一〇一七）年、三月に藤氏長者を頼通に譲る前の正月二十七日に開催した正月大饗では、朱器台盤を使用したと考えられる。

そして、道長は、兼家も「以三朱器二用二大饗二之人」に当たるとみなしており、さらにその先例を忠平に求め、実資も実頼に先例を求めている。すなわち、道長・実資にとつて、忠平・実頼・兼家は、正月大饗において朱器を使用すべき存在だったのである。

また、この記事では兼家について「摂政始……未レ度三朱器二之間」と言っているが、これは前任の藤氏長者である藤原頼忠が、兼家の摂政就任後もしばらく氏長者の権限を行使していた事実を踏まえたもので（橋本義彦「藤氏長者と渡領」『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出は一九七二年）二四四頁）、そのために兼家への朱器台盤の授受が遅れたと道長は考えているのである。すなわち、道長の認識では、兼家が受領する以前の朱器台盤は、頼忠の手もとにあったことになる。

岩井隆次氏は、史料①②の事例も加えて藤氏長者の継承を論じた論文において、「それ（朱器台盤—引用者）が正月大饗の際に大々的に用いられて積極的に藤氏長者を象徴するものとなり伝家の重宝となったのは、前稿『朱器台盤考』に記したように恐らくそれ程古くはなく、大体この

兼家の頃から」（二〇～二二頁）と述べている。しかし、史料②からは、大臣大饗における朱器台盤の使用が、遅くとも忠平の時代まで遡る可能性を指摘でき、拙稿A論点③の補強となる。

また、朱器台盤は忠平から実頼へ、あるいは頼忠から兼家へと、藤氏長者の交替にともなつて授受されたこともうかがえるから、その頃からすでに朱器台盤は氏長者の地位を象徴する性格を獲得していると言わねばならない。

岩井氏はa論文において朱器台盤渡りの儀を師実の時に始まったともしているが、『御堂御記抄』長徳元（九九五）年六月十九日条には、藤原道兼の薨去を受けて大納言から右大臣に昇り、同時に藤氏長者となった道長のもとに「持三参朱器台盤等二」とある。この時、氏印（長者印）も渡されたと思われ、同廿七日に氏印の始用や吉書御覧などの儀礼が行われている。抄出本であるため記述が簡略的すぎて詳しいことは分からないが、後世のように特定の場所（東三条第・鴨院）に格納された朱器台盤を交替時に運び出し、その授受を吉書儀礼等ともに行うという形式ではないにしても、朱器台盤の授受に際して藤氏長者による実物の確認は必要であろうから、類似の儀礼はすでに存在したのではないだろうか。

*

*

*

ところで、史料②には、若干気になる問題がある。それは、この長和五（一〇一七）年より以前に、道長は藤氏長者の立場で、様器を用いる「庇饗」として任大臣大饗を行った経験があり、それにも関わらず、あらためて摂政就任時に、「以三朱器二用二大饗二之人」の任大臣大饗は朱器と様器のどちらを用いたものであるべきか疑問を呈していることである。

道長が朱器台盤を受領したのは、上記のように、右大臣と藤氏長者に就任した長徳元（九九五）年六月十九日の当日である。そして同日、道

長は任右大臣大饗を行ったが、その大饗は『小右記』によれば「廂饗如レ例」であり、朱器台盤は使用していない。したがって、道長は、藤氏長者といえども任大臣大饗は朱器を使用しない廂饗として行うという原則を知っていたはずなのに、である。

そこで考えられるのは、朱器を大饗で使用する資格は、単に藤氏長者としてそれを受け継いだだけでは得られず、さらに道長の場合は摂政という地位に就いたことで初めて、有資格者となったのではないか、ということである。その場合、道長は藤氏長者となった翌年から毎年のように太政官の首班として正月大饗を開催しているが、摂政になるまでは朱器台盤を使用していなかったことになる（史料的に朱器台盤の使用の有無を確認することはできない）。

とは言え、『西宮記』恒例第一・正月・臣家大饗には「藤氏、一、大臣大饗用_二朱器台盤_一」とあり、摂関や太政大臣に限らない「一大臣」が朱器台盤を用いるとしている。このことからすれば、やはり上記のような解釈は穿ちすぎであろう。記主の源高明が公卿となつてから死去するまでの期間を見ても、天曆五（九五）年から康保四（九六七）年まで、当時首席の大臣で藤氏長者であった藤原実頼が左大臣として正月大饗を行っている。もしこの時、実頼が朱器台盤を使用しておらず、摂政太政大臣となつて行った天禄元（九七〇）年の正月大饗から使い始めたと思えば、「一大臣」という表現にはならないと思われるからである。

そして、実例でも、摂関・太政大臣の地位にない大臣が正月大饗に朱器を用いたことが確認できる。『記録部類 臣下大饗』不知記治曆二（一〇六六）年正月廿二日条（『古事類苑』歳時部八・摂関大臣正月大饗）に「今日左大臣_二条亨有_二大饗_一（用_二朱器_一）」とあるのが、それである。

藤原教通は、康平七（一〇六四）年末に閑白の地位を保つたまま、閑白藤原頼通は、康平七（一〇六四）年末に閑白の地位を保つたまま、弟の教通に藤氏長者を譲った。これを受けて教通は、左大臣の地位で朱器大饗を行ったのである。このことから、特別な大臣でなくとも、藤氏

長者であれば朱器を用いたことが判明する。

道長が長和五年に特に任大臣大饗における朱器・様器の使用の是非を問題としたのは、「摂政」（あるいは祖先の「太政大臣」という特別な地位に相応しい大饗のあり方が、一般の大臣とは別のかたちで存在するのではないかと考えたため、と理解しておくのが穏当であろう。

したがって、上記のように、遅くとも忠平まで朱器台盤の使用が遡るとみなしてよいならば、その頃からすでに、藤氏長者は毎年、台閣の首班として朱器台盤を用いた正月大饗を開催していたと考えられる。

それでは、藤氏長者が「一大臣」として開催する正月大饗において、伝家の重宝たる朱器台盤を用いる理由は何なのであろうか。

『江家次第』巻二・正月・大臣家大饗・裏書には「藤氏長者朱器台盤、閑院左大臣冬嗣公御物、在_二勸学院_一、長者初任之時渡_レ之、正月大饗用_二此器_一也」とある。朱器台盤は摂関家発展の礎を築いた藤原冬嗣の御物であるというが、藤原氏の氏族内においてこそ権威を持ち得るこうした由来だけでは、それが大臣大饗という太政官官人を饗応する儀礼のなかで使用されるようになる理由としては弱いように思われてならない。この問題を考えるためには、少し視点を変えた検討が必要になるだろう。

* * *

『小右記』を閲覧していくと、藤氏長者累代の重宝としての「朱器」とは異なる「朱器」の存在に気がつく。

【史料③】永観二（九八四）年九月九日条（『御脱履記』小右記逸文）

被_レ奉_二太上天皇尊号_一事（付供_二御節供_一事・被_レ献_二御鋏於春宮_一事）

九日、丙辰、伝聞、別納所供_二御節供_一云々（先例以_二朱器_一供_レ之、

藏人所衆伝取供_レ之、而事依_レ爾率_{（兼御）}用_二様器_一、又付_二御膳宿_一、……

【史料④】寛弘二（一〇〇五）年十二月十七日条

……今日初出_二御南殿_{（東三条殿）}之日、仍参入、諸卿同参入（悉参）、如_二紫震殿儀_一、但以_レ東為_レ西、同_二大宮院_一、旬儀如_レ例、抑有_二失錯事_一、其一、最初下器内堅等渡_二南庭_一、就_二東階_一、諸卿示_二事由_一、遣_二頒索餅_一之所（東中門内）、而内堅等確執不_レ向、再三仰遣纔向、内堅等存_二下物度_一、只持_レ盤者、甚奇恠也、仍自_二階下_一密々持_二向朱器_一、此間秉燭、下器還渡、其_二……

【史料⑤】寛仁元（一〇一七）年十一月廿二日条

今日新嘗会、……左大弁云、五節拜了、還昇之間、指_レ笠布衣者及數多雑人、走_二昇殿上_一、曳_二落御帳帷_一・壁代、執喫盈滿、悉取_二朱器_一、又無_二御殿油_一、仍召_二内堅_一令_レ秉_二燭者_一、軽々多端、未_レ有_レ如_レ此、……

【史料⑥】長元五（一〇三二）年正月十二日条

……左少弁_{（兼原経任）}経長持_{（兼原経任）}来中原祐任申請被_レ覆勘、造_二進朱器_一文_{（何進）}本宣旨_一、頭弁伝_{（兼原経任）}口宣旨已_レ被_レ弁送_レ之者、示_二仰可_レ奏之由_一了、

史料④⑤は宮廷儀礼で「朱器」が使われた事例である。

史料④は、寛弘二年十一月の内裏焼亡により里内裏とした東三条第において、一条天皇が初めて南殿に出御した臨時旬に関する記事であり、そこで臣下に索餅を賜う際に「朱器」が使用されている。これは、『江家次第』巻六・四月・二孟旬儀に「索餅下器」として「内堅四人各取_二下器朱盤_一、各居_二朱坑四口_一」とあるように、朱塗りの盤と坑がセットになるものであった。史料④では初め、内堅が盤のみを持ち、坑の「朱

器」を持つていなかったことが「奇恠」とされているのである。

史料⑤は新嘗会（豊明節会）における雑人の狼藉を記している。豊明節会では、五節舞姫の舞が終わると、内弁以下の王卿が殿を下りて拝舞して、また複座するが、その間に雑人らが大挙して殿上に昇り、公卿等に供された饗饌に群がり、「悉取_二朱器_一」つたという。公卿の饗饌に朱器が供されていたのである。『江家次第』巻一・正月・元日宴会や巻十・十一月・新嘗会装束には、親王・公卿の座の前に弁備される饗饌について、「以_二七寸朱漆盤_一盛_二菓子_一」とある（巻二・正月・七日節会装束では「朱漆坑」）。また、『延喜式』巻三二・大膳上・新嘗祭・宴会雑給に「其雑器、親王已下三位已上朱漆、四位已下五位已上烏漆_{（クロウシ）}并土器」とある。

宮廷での朱器使用の類例として他には列見定考の饗があり、『続左丞抄』一・承元二（一二〇八）年二月日勘列見定考所々饗饌輩注文に外記方案主勤として、上卿・納言・参議・弁・少納言・上官に供される「宴座朱器饗卅三前」がみえる。

史料⑥は、以上のような宮廷儀礼で使用される朱器の造進に関わるもので、それを申請した中原祐任は内堅頭と思われる（榎野廣造編『平安人名辞典―長保二年―』（高科書店、一九九三年）三八二頁）。史料④でも、「下器」と呼ばれる朱器を渡す役は内堅が勤めており、朱器の管理は藏人所被官の内堅所が担ったと考えられる。

また、史料④において、旬儀で臣下に提供された索餅は「下物」（おろしもの、天皇から下げ渡す物）とされており、『小右記』長元二年四月一日条から、天皇の食膳調進を掌る内膳司が儲けるか、または天皇の御料を分かち下すものであったことが分かる。

* 「下物」について最近、天皇御膳を殿上で賜う「殿上台盤」を中心に宮廷における「下物」を包括的に論じた芳之内圭「日中行事『殿上台盤事』について

て『ヒストリア』第二四七号、二〇一四年)が出た。あわせて参照されたい。

蔵人所被官の内堅所が管理し、宮廷儀礼において天皇からの下賜物を供する饗膳具として利用された朱器は、天皇の御物としての性格を持つと言ったことができよう。その保管場所と考えられるのが「朱器殿」で、『日本紀略』寛仁四(一〇二〇)年七月廿二日条に他の殿舎とともに大風で倒壊したことが、また『朝野群載』卷九・功労に朱器殿その他を造進した功で遷任を求める康和二(一一〇〇)年七月二十三日の申文がみえる。その朱器殿は、『大内裏図考証』によれば春興殿の東南にあった。

以上の事例に対し、史料③はやや趣きが異なり、花山天皇に讓位したばかりの円融上皇の院御所(堀河院)において、別納所から院の蔵人所衆の手で上皇に重陽の節供が供された記事である。このような節供は宇多天皇が民間で行われていたものを宮廷の歳事として積極的に取り入れたもので、『宇多天皇御記』寛平二(八九〇)年二月卅日条、『西宮記』や『江家次第』によれば、七月七日には内膳司が節供を供し、殿上では内蔵寮が設けた酒肴が振る舞われた。それが院御所でも同様に行われたのだが、その際には「朱器」を用いるのが先例であったという。おそらく、天皇に節供を供する際にも、朱器が使われたであろう。なお、史料③末尾に「又付御膳宿」とあるのは、天皇に供される朝御膳の御飯が下物として殿上の「昼大盤」に下されるとき、「自御膳宿二所下遣一也」と『侍中群要』卷四・大盤間事にあるのと同様、臣下に下賜したことを意味するであろう。

このような節供は摂関家でも行われ、『執政所抄』上・正月・御節供事には、元日の節供で供される殿下料と北政所料の内容が詳しく記されている。そして実は、このうち殿下料に、朱器を用いるとある(北政所料は様器)、『執政所抄』では他に、三月三日・五月五日・七月七日の節供で同様に朱器を用いるとされている。九月九日の節供の記述はかなり省

略されていて器に関する記述がないが、この節供でもおそらく殿下料に朱器を用いたであろう。

実例では、久安六(一一五〇)年九月二十六日に藤原忠実が摂政忠通を義絶し、氏長者と朱器台盤等の重宝を召し上げて左大臣の頼長に付したことを受け、翌仁平元(一一五二)年正月一日に頼長が行った「朱器節供事(初度)」の例があり、他にも『猪熊閑白記』建久八(一一九七)年正月一日条の閑白近衛基通の節供、『桐院教実公記』貞永元(一二三二)年五月五日条の閑白教実の節供で、ともに朱器を用いたことが確認できる。『玉藻』嘉禎二(一二三六)年正月一日条にも、摂政九条道家の「朱器節供」の事例がある。

『中右記』嘉保元(一〇九四)年三月十一日条によれば、藤氏長者交替時に渡される朱器の目録は二通あった。その内訳は、『兵範記』保元三(一一五八)年八月十一日条によれば、「朱器目録文(一通、大饗朱器台盤、一通、御節供朱器、籠二懸紙)」であり、文永四(一二六七)年に氏長者となった近衛基平の『執柄初任間事』(大日本古記録『深心院閑白記』所収)や、『勘仲記』正応二(一二八九)年四月廿一日条でも、同様に「大饗朱器目六」「節供朱器目六」各一通とする。ここから、藤氏長者累代の重宝としての朱器には、「大饗朱器」とともに、「節供朱器」があったことが知られる。

そのような形態がいつまで遡るか史料的には不明だが、嘉保元年に師実から師通に渡された朱器の目録が後世と同じく二通であることから、遅くとも師実の代には節供朱器が存在したことは間違いない。

『中右記』嘉保元年三月十一日条には庄々送文一通と朱器等目録二通を「新成文書三通」と言っている。ここに言う「新成」とは、「庄牧渡文」(摂関家領を地子所が新任の藤氏長者に奉渡する荘牧の目録)に大殿家司二人が加署し、「朱器渡文」には加署しない、と『兵範記』保元三年八月十一日条にあることからうかがえるように、新任長者への譲渡の都

度、渡される荘牧・朱器台盤の目録が新たに作成されることを意味するものであり、朱器が新調されたわけではない。むしろ、嘉保元年時点の「朱器大盤物数」にみえる「入朱器 例長櫃」が四合であり、『水左記』承保二（一〇七五）年十月二日条にみえる「朱器長櫃」も四合であることからすれば、朱器の数量に大きな違いはなしとみられるから、承保二年の教通から師実への藤氏長者交替の時点で、すでに節供朱器も存在したのではないかと思われる。

上述のように節供そのものは撰関期には存在し、『小右記』にも円融上皇の例の他、天元五（九八二）年五月五日に内膳司が供した宮中の節供、長和元（一〇一一）年九月九日の左大臣藤原道長・尚侍威子の節供がみえる。撰関（藤氏長者）・院・后宫などの他、公卿も節供を行ったことは、院政期の事例だが、寛治六（一〇九二）年五月五日に内大臣藤原師通が「家中節供」を行っていることから知られる（『後二条師通記』）。このように、平安貴族社会では広く節供行事が行われており、藤氏長者がその饗膳具として使用した節供朱器も、撰関期に遡って存在した可能性が高い。『御堂関白記』長和五（一〇一六）年七月廿一日条に「大饗朱器」とあって、朱器の種類を記していることは、それ以外の朱器が存在する可能性を示唆するものである。

この記事は、大饗朱器を納めていた土御門第が火災に遭い、急遽、朱器を取り出させたことを記している。そのなかに節供朱器がみえないのは、これより先、道長が七月五日に土御門第から一条院別納に移っていたことと関連するのではないだろうか（『御堂関白記』）。その二日後は節供の節日に当たるから、それに使用するために節供朱器は持ち出されていて土御門第になく、被災を免れたと考えることもできよう。

* 撰関家の節供で朱器が用いられたことは、鈴木聡子「中世春日社年中行事の成立過程と藤原撰関家―節日行事を中心に―」（『國學院大學伝統文化リサーチ

センター研究紀要』第一号、二〇〇九年）ですでに指摘されている。鈴木氏は、その初見が『執政所抄』であることから、節供での朱器使用を藤原忠実が開始したとみえ、毎年正月大饗が院政期からなくなることと関連づけて、この時、正月大饗の役割（鈴木氏は氏長者の位置づけと公卿の和合結束を固めることとする）が節日行事に移ったと論じた。しかし、節供朱器が忠実より前に遡って存在したのは確実であり、また同じく藤氏長者の伝家の重宝とは言え、大饗朱器と節供朱器は別々のセットなので、大饗で用いる朱器を節供に流用したわけではない。『執政所抄』によれば、節供は家司が勤仕するものだから、太政官官人を饗応する大饗と同様な意味をそこに見出すことも不適切であり、正月大饗から節供への移行を論じることはできない。

節供における朱器の使用が藤氏長者と上皇とで共通すること、および宮中で使用される朱器が天皇の御物の性格を有すると思われることからすると、藤氏長者が継承する伝家の重宝としての朱器も、天皇家の御物としての朱器になぞらえられたものであり、それを使用することは、藤氏長者をして天皇・上皇に準じるものとする特別な意味があったのではないか、という発想に行き着く。すなわち、代々の藤氏長者が担った役割と合わせて考えれば、藤氏長者が伝えた朱器は、天皇を補佐し教導する台閣首班たることを期待される地位を表象するものであったと言えることができよう。藤原氏はそうした特別な役割を期待される家門であるがゆえに、朱器を受け継ぐことができ、そうした地位を表象する什器だからこそ、朱器は藤氏長者を象徴する重宝となつたと考えられるのである。

* * *

同様なことは、朱器のみならず、台盤についても言える。

藤氏長者が正月大饗に使用する台盤が朱塗りだったことは、春除目抄

第一紙背文書「朱器大饗雜事」(凶書寮叢刊『九條家本除目抄』下)から知られ、尊者二人料として「朱漆三尺台盤」四脚があり、公卿料と弁・少納言料の「朱漆四尺台盤」はそれぞれ十二脚と四脚、そして上官料の「朱漆八尺台盤」が二脚であった。

一方、内膳司が調備して天皇が食す朝夕御膳では「御大盤」二脚を使用したことが『侍中群要』巻三から知られ、『延喜式』巻三九・内膳司・供御料雜器では「朱漆台盤四面(二面尋常料、二面節会料)」とある。延喜内膳司式には、同じく御供料の「朱漆椀五口」などについて、「右、日供・諸節通用」ともある。「節会(諸節)料」と区別された「尋常料」の朱漆台盤二面が、「日供」すなわち毎日の朝夕御膳に用いる「御大盤」二脚に当たるわけである。『延喜式』巻十七・内匠寮には、台盤を含むこれら「朱漆器」製造に必要な料物と功人の人数が列記されている。朝夕御膳(内膳御膳)は十世紀初頭から形骸化が始まり、天皇の実質的な食事は御厨子所が調備する朝干飯御膳に取って代わられることを佐藤全敏氏が明らかにしているが、朝夕御膳はその後も儀礼的な食事として存続した(「古代天皇の食事と贄」〔平安時代の天皇と官僚制〕東京大学出版会、二〇〇八年、初出は二〇〇四年)。

また、先の延喜内膳司式・供御料雜器の「朱漆椀五口」には「中宮・東宮各三口」ともあり、中宮と東宮の供御にも朱器を用いたことが知られる。そして、朱漆台盤も同様に使用された。

『御産部類記』二・村上天皇・延喜御記・延長四(九二六)年六月八日条には「此日中宮七日也、仰^(藤原太子)内膳司令^(藤原太子)供御饌」(調供事同去元年、但台盤元年用朱漆、此度以榎木作之)とあり、延長元年の皇^(藤原太子)后藤原穩子の御産(寛明親王^(藤原太子)朱雀天皇降誕)における七夜の内膳司御饌に朱漆台盤を使用している(ただし、『御産部類記』二・朱雀院・延喜御記によれば膳器は銀器・様器を使用)。類例として、『御産部類記』三・冷泉院・九条殿記・天曆四(九五〇)年閏五月五日条にも「此日

^(天皇太后陛下)自^(天皇太后陛下)中宮給^(天皇太后陛下)産餉、……有^(天皇太后陛下)男女房饗、各用^(天皇太后陛下)朱台盤」とあり、女御藤原安子が憲平親王(冷泉天皇)を出産した際に太皇太后穩子から送られた産養では、男女房饗に朱台盤が用いられた。そして、同七月廿三日条によれば、立太子に際して勅使から給わった御器のなかに「朱御台盤二脚」が含まれていた。その翌日の本家調食には、男房・女房のための「朱漆器」の椀・大盤・小盤を台盤所と殿上侍に給したこともみえる。

このように后宮・東宮において朱漆台盤が使用されたほか、『民経記』寛喜三(一一三一)年四月廿五日条では、四月十一日に親王宣下を受けた秀仁親王(後の四条天皇、立太子は十月)の親王家所始における公卿饗に「朱漆台盤二脚」が使用されている。また、『延喜式』巻六・神祇六・齋院司には、齋王定畢所請雜物の膳器のなかに「三尺朱漆台盤三前」がみえ、同巻十七・内匠寮の賀茂初齋并野宮装束にも三尺の「朱漆台盤三面」がみえることから、齋院でも使用されたことが分かる。

以上のように、朱漆台盤は、天皇の他、后宮や東宮・親王、齋院などに、天皇の配偶者、血縁者も使用した。それは、天皇の御物という性格を核に、天皇と特に近い皇族が用いるものであったということであろう。

ところで、先の延喜内膳司式・供御料雜器には、「尋常料」の他に「節会料」の朱漆台盤があり、「日供」に用いる朱漆椀も「諸節」に通用するものとあった。節会において朱器が用いられたことは史料⑤でも確認したが、台盤に関しても『江家次第』巻一・正月・元日宴会、巻二・正月・七日節会装束、巻十・十一月・新嘗会装束に記事がある。それによれば、御帳内の天皇の御座の南および御帳の南西に「朱漆御台盤」それぞれ一脚が立てられ、南殿南庇の西第二間にも「朱漆御台盤」二脚を立てることになっている。「御台盤」と称する天皇のための台盤が四脚あることからすると、御帳内外の台盤二脚には「尋常料」を用い、南殿南庇の台盤二脚が延喜内膳司式に言う「節会料」に当たるのではないかと考えられる。また、節会では他に、御帳東の親王・公卿の座の前にも公卿料

の「朱台盤五脚」を立てて、饗饌を弁備した。

節会において、公卿料の台盤に天皇の日常の供御で使用される台盤と同じ朱塗りのものが使用されたことは、その饗宴が、天皇から公卿に施される恩寵であり、かつ、その寵愛の深さが示されていると考えることができる。

そうした視点から、藤氏長者が正月大饗に朱器台盤を使用する意味を考えるならば、大饗に参加した太政官官人は、藤氏長者が自らの主催する饗宴において、天皇主宰の宮廷儀礼と同じ朱塗りの饗膳具で官人を饗応する姿から、その地位が天皇に密着した特別なものであることを感じ取ったはずである。すなわち、天皇を補佐・教導する役割を表象する什器を用いて太政官構成員を饗応することによって、藤原氏の筆頭公卿が、天皇から唯一無二の厚い信任を得た存在として太政官を統率するという構図が、正月大饗のなかに象徴的に表現されていたと説明づけることができるのではないだろうか。

*藤氏長者が朱器台盤を使用することについて、上皇や后宮・東宮・親王などと同様に血縁関係から説明することはできない。それは、摂関期においても、藤原実頼のように天皇の外戚でない者が藤氏長者である場合があるが、それでも朱器台盤は使用したはずであり、外戚関係に左右されるものではないためである。また、天皇と同じものを使用するからと言って、直ちに天皇と同等な存在として藤氏長者を理解することもできない。『愚管抄』などに端的に示されているように、臣下として天皇の治世を守り支えてきたというのが摂関家の自己認識であり、また貴族層の共通認識であった。その地位は天皇あつてこそのものであり、決して天皇と同格ないし取って代わり得るような存在ではない。朱器台盤のもともとの所有者が藤原冬嗣であったこと、摂関になっていない大臣でも藤氏長者なら朱器台盤を使用したことも、天皇に比肩する地位を表象するとみることを否定する事実である。先に藤氏長者について、天皇を補佐・教

導する台閣の首班たることを「期待される」存在と表現したのは、現にそのような地位にいるとは限らない場合もあることを念頭に置いたものであり、朱器台盤の使用は、実際の地位そのものではなく、藤原氏が「ウジ」として天皇および貴族社会から求められる立場を表したものと言うべきであろう。

天皇・上皇とともに摂関が着用した赤色袍が、内宴における「第一之人」（筆頭公卿）の装束と認識されていたことも参考となる（大丸弘「禁色聴許の被服学的研究」『大阪樟蔭女子大学論集』一、一九六三年）一五八〜一六〇頁、末松剛「摂関家における服飾故実の成立と展開―赤色袍の検討を通じて―」（『平安宮廷の儀礼文化』吉川弘文館、二〇一〇年、初出は二〇〇〇年）。

一方、家司が奉仕する節供において朱器を使用するのは、家政組織内で完結した行為であり、藤氏長者が自らを、天皇から特別な信任を得た存在であると自己確認するための儀礼と考えることができる。

節供朱器が記録に乏しいのは、「家」内部の内々の行事という性格のためであろう。例えば、上記のように藤原道長が節供を行っていたことは『小右記』で確認できるにも関わらず、『御堂関白記』には一例も節供に関する記述がない。節供自体は、『宇多天皇御記』寛平二（八九〇）年二月卅日条に言うように、「俗間」の生活に密着した「歳事」であつて、特別なものではないのである。

* * *

本稿では、『小右記』にみえる朱器台盤の事例を手掛かりとして、前半では藤氏長者の朱器大饗が早くから存在した可能性の高いことをあらためて指摘し、後半においては、「朱器」および「朱漆台盤」の性格から、それが藤原氏に対する天皇の厚い信任を表象する重宝として、大臣大饗で使用されたと考えられることを論じた。

朱器大饗・朱器節供・朱器台盤渡り事例一覧表 (ゴチック=朱器大饗)

	出典	長者	内容	備考
1	『小右記』永延 1 (987) .1.19	兼家	大饗 (朱器)	寛和 2 (986) 摂政・長者
2	『御堂御記抄』長徳 1 (995) .6.19	道長	朱器台盤渡り	
3	『左経記』万寿 2 (1025) .1.19	頼通	大饗 (台盤)	寛仁 1 (1017) 長者 寛仁 3 関白
4	『記録部類 臣下大饗』不知記 治暦 2 (1066) .1.22	教通	大饗 (朱器)	康平 7 (1064) 長者 (治暦 4 関白)
5	『水左記』承保 2 (1075) .10.2・3	師実	朱器台盤渡り	
6	『台記』仁平 2 (1152) .1.26	師実	承保 3.1.19 朱器初度大饗	承保 2 (1075) 長者・関白
7	『後二条師通記』寛治 3 (1089) .1.21 『中右記』寛治 3.1.22	師実	朱器大饗	1.22 大饗の鋪設記事 寛治 2 太政大臣 (応徳 3<1086>摂政)
8	『中右記』嘉保 1 (1094) .3.11	師通	朱器台盤渡り	
9	『中右記』嘉保 2 (1095) .1.19	師通	朱器大饗	嘉保 1 関白・長者
10	『殿暦』康和 1 (1099) .10.6	忠実	朱器台盤渡り	
11	『中右記』嘉承 2 (1107) .1.19	忠実	大饗 (朱器)	康和 1 長者 長治 2 (1105) 関白
12	『中右記』永久 1 (1113) .1.16	忠実	大饗 (台盤)	天永 3 (1112) 太政大臣
13	『長秋記』天承 1 (1131) .1.19 『御遊抄』	忠通	朱器大饗	保安 2 (1121) 長者 大治 4 (1129) 関白
14	『台記』久安 6 (1150) .9.26	頼長	朱器台盤渡り	
15	『台記』仁平 1 (1151) .1.1	頼長	朱器節供	久安 6 (1150) 長者
16	『台記』仁平 2 (1152) .1.25・26 『兵範記』仁平 2.1.26	頼長	朱器初度大饗	久安 6 (1150) 長者 仁平 1.1 内覧
17	『兵範記』久寿 2 (1155) .1.21	頼長	大饗 (台盤)	「無由緒」「新儀」
18	『兵範記』保元 1 (1156) .7.19	忠通	朱器目録奉覧	
19	『兵範記』保元 3 (1158) .8.11	基実	朱器台盤渡り	
20	『愚昧記』仁安 1 (1166) .8.6 『公卿鋪任』	基房	朱器台盤渡り	
21	『玉葉』承安 1 (1171) .1.19 『吉部秘訓抄』一・一大臣大饗時弁 少納言以下作法事・嘉応 3・1 経房卿 記	基房	朱器大饗	仁安 1 (1166) 長者 嘉応 2 (1170) 太政大臣
22	『御遊抄』同(承安 3<1173>) .1.13	基房	朱器大饗	承安 2 関白
23	『吉記』寿永 2 (1183) .12.1	師家	朱器台盤渡り	
24	『玉葉』文治 2 (1186) .3.16	兼実	朱器台盤渡り	保安の先例あり
25	『猪熊関白記』建久 8 (1197) .1.1	基通	朱器節供	建久 7 関白・長者
26	九条家本『除目抄』紙背文書 建永 1 (1206) 朱器大饗雑事	良経	朱器大饗	建仁 2 (1202) 長者・摂政 元久 1 (1204) 太政大臣 (元久 2 太政大臣辞任)
27	『民経記』寛喜 3 (1231) .7.5	教実	朱器台盤渡り	
28	『桐院教実公記』貞永 1 (1232) .5.5	教実	朱器節供	寛喜 3 (1231) 関白・長者
29	『玉薬』嘉禎 2 (1236) .1.1	道家	朱器節供	文暦 2 (1235) 摂政・長者
30	『執柄初任間事』所引「嘉禎御記」 (嘉禎3 [1237] .3)	兼経	朱器台盤渡り	
31	『資季卿記』仁治 3 (1242) .3.24 『後中記』仁治 3.3.25	良実	朱器台盤渡り	
32	『黄葉記』『岡屋関白記』 寛元 4 (1246) .1.28	実経	朱器台盤渡り	『黄葉記』に保安の先例 あり
33	『民経記』文永 4 (1267) .12.13	基平	朱器台盤渡り	
34	『民経記』文永 5 (1268) .12.26	基忠	朱器台盤渡り	
35	『勘仲記』正応 2 (1289) .4.21	家基	朱器台盤渡り	

・「大饗 (朱器)」「大饗 (台盤)」と「朱器大饗」の違いは、史料に「朱器大饗」と表現されているか否か、その表現がない場合は朱器と台盤どちらが記事にみえるかによる。
 ・朱器台盤渡りは、朱器御覧のみ記載の事例もあるが (24・30・32・33・34)、それは①門外に朱器台盤等持参→②目録御覧→③朱器少々を長櫃蓋に入れ御覧(5・19・23)、の③のみを記載したもので、内容が異なるわけではないため区別していない。18 は実物持参を省略した事例。

藤氏長者の伝家の重宝を天皇との関係のなかで把握することは、朱器台盤と並んで代々の藤氏長者が継承した藪斤について、「東国の御牧から貢進された馬寮の馬が摂関家の河内楠葉牧などで飼育されていることを踏まえるならば、『藪斤↓天皇の馬の飼育者↓天皇への奉仕者』ということに関が導きだされるので、『藪斤』は天皇を支える摂関家の地位を象徴する

宝器と捉えられるのではないかと指摘した勝山清次氏の提言とも共鳴する視角である(『書評 中込律子『平安時代の税財政構造と受領』『歴史学研究』第九二九号、二〇一五年) 五八頁)。
 最後に、不十分ながらこれまで確認できた朱器を使用する大饗と節供および朱器台盤渡りの事例をまとめた表を参考として掲げておく。